

第112回千里コラボ大学校 講座

発明の保護と活用についてのパラダイムシフト ～特許出願幻想から脱却するための善知識 その2～

令和元年
(2019年) **11月9日(土)**

14:00～16:15

◆**受講無料**◆**要申込**◆

※10月12日(土)のコラボ大学校終了後より
受講申し込みを受け付けます。



講師 **玉井 誠一郎**さん

公益社団法人知財登録協会 会長(兼)理事長
学術博士

- 定員70人 ※申込先着順
- 保育あり 対象:1歳～小学3年生、料金子ども1人につき200円
ご希望の方は11月6日(水)までに、お申込みください

モノより情報が価値を持つ知識
経済社会(情報社会)が到来しま
した。個人・企業・国家にとって、
価値ある情報である発明を含む知
的財産(知財)の創造・保護・活
用が基本になります。

発明を特許庁に出願して特許に
すれば事業が守られ独占的利益が
得られると考えるのは早計です。

発明とは、今までになかった新
規な創作物と定義され、技術(理
系)や文化技芸(文系)に拘わら
ず、人による一切の創作物を指し
ますが、ほとんどが死蔵され保
護・活用されていません。

今回は、日米の特許裁判、知財
の価値評価、知財活用戦略等につ
いて、事例を踏まえて分かりやす
く講義します。

開 千里文化センター「コラボ」

催 3階 第1講座室

住所/〒560-0002 豊中市新千里東町1-2-2

お申込・お問合せは千里文化センター事務局へ

場 **TEL 06-6831-4133**

所

